

変更届(加算に関するものを含む)の提出時期に関する注意点について

変更届を提出いただく際の注意点については、従前からの取り扱いも含め、以下のとおりとなりますので、改めて御確認をお願いいたします。

なお、変更届の提出期限については、適切な時期に御提出いただくよう以前より注意喚起を行ってきたところですが、依然として不適切な事例が散見されます。

<変更届を適切な時期に提出していただけていない具体例>

- ・ 管理者や児童発達支援管理責任者を変更したにも関わらず、変更届が未提出である。
- ・ **児童発達支援管理責任者が不在になったにも関わらず、加配加算／専門的支援加算の取り下げに係る変更届が未提出である**
- ・ 加算の要件を満たさなくなったにも関わらず変更届が未提出であり、さらには国保連への請求も加算をつけて行っている。

実地検査等で判明し、返還になったケースも多数ありました。提出期限までに変更届を提出していただけない場合は、例えば、児童発達支援管理責任者の不在やサービス提供職員の人員基準を満たしていなかった場合、遡っての減算適用や不正請求となり、減算の適用のみならず、最悪の場合、行政処分となる可能性がありますので、ご注意下さい。児童福祉法上でも、速やかな変更届の提出が義務づけられています。

東京都への届出状況と現在の事業所の体制が一致しているか、再度御確認お願い致します。

【提出期限】

変更届 (児童福祉法第21条の5の20第3項)

⇒変更後10日以内

★変更前の提出も可能

廃止届又は休止届 (同条第4項)

廃止又は休止については、廃止または休止の日の一月前までに届出が必要です。

届出にあたっては、事前相談の上、経緯や児童の移行先等について、来庁してご説明いただきます。

障害児通所給付費等の体制（加算）に関する変更届

○加算を追加する場合（医ケア区分追加や規模別単価への変更含む）

⇒算定開始月の前月15日まで（都に必着）

※15日を超えた（16日以降に都に到着した）場合には、翌月からの算定はできません。

ex. 4月15日着 ⇒ 5月1日から算定開始

4月16日着 ⇒ 6月1日から算定開始

（「児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」第1（4））

※15日が閉庁日の場合は、前の開庁日に必着となります。

ex. 15日が土曜・日曜・祝日だった場合、その前の平日に必着。

○加算を削除する場合

⇒加算を算定できなくなった事実が発生した後速やかに

【注意！】事前相談が必要な場合

① 管理者・児童発達支援管理責任者の変更

安定した運営と支援を行うため、短期間での変更は想定されていません。

→児童発達支援管理責任者を変更する場合は、原則、研修受講済みの方を配置してください。次の候補者が見つかったからではなく、児童発達支援管理責任者が不在又は変更の可能性があると認識した時点で相談してください。また、後任に配置予定の者については事前に FAX 等で実務要件を満たすか確認してください。

やむを得ない事由により欠けた場合に、実務要件を満たしている研修未受講者を児童発達支援管理責任者としてみなす規程については、事業所の判断によるやむを得ない事由ではありません。また、みなしで児童発達支援管理責任者となった場合、期限までに研修を受講しなければ翌々月から減算になります。研修未受講者から未受講者への変更によるみなしの期限の延長は、認められません。（研修については国からも厳格な運用を行うよう指導あり。）

② 定員・営業時間の変更

指導訓練室の広さや従業員の配置要件を確認する必要があります。

③ 事業所所在地の変更（レイアウトの変更含む）

賃貸物件の場合、契約締結前に相談する。

現地確認が必要となるため、**変更予定月の前々月まで**に変更届を提出してください。

④ 法人形態の変更

例：NPO→社福 への法人形態の変更等

（NPO運営での事業所を廃止し、社福が運営する事業所としての新規申請となります。）

※組織変更に係る法人格変更に関し、変更届として取り扱います。

※その他については、指定協議説明会参加の上、指定希望月の4か月前までに障害児通所支援事業事前調査票の提出が必要になります。また、既存の事業所については、廃止日の1か月前までに廃止届を提出してください（新規申請書類と併せて受け取ります）。

⑤ 法人所在地・法人名の変更

給付費の請求システム上、時期が遅れるとエラーになる場合があります。

⑥ 主たる対象の変更・追加

例：重症心身障害児以外を対象とする放課後等デイサービスを行っている事業所が重症心身障害児を対象とする放課後等デイサービスを対象とする事業所に変更する場合

→指定要件が異なるため事前相談が必要。

⑦ 新規事業の追加（多機能型への変更）

例：児童発達支援を行っている事業所が放課後等デイサービスを同事業所で行う場合

→放課後等デイサービスの新規申請を行う必要があります。

⑧ 同一敷地内で他事業を始める場合

例：放課後等デイサービスを行っている事業所が同一建物で居宅介護を行う場合。

平面図の変更となる場合、変更前の現地確認が必要となる場合があります。

また、設備の共用は利用者の支援に支障がない範囲で認められています。設備の共用を検討する場合は、必ず事前に相談を行う必要があります。